注　記

１．重要な会計方針
（１）有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法
①有形固定資産・・・取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
ア．昭和59年度以前に取得したもの・・・再調達原価
イ．昭和60年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの・・・取得原価
取得原価が不明なもの・・・・・・再調達原価
②無形固定資産・・・取得原価

（２）有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法
該当事項なし

（３）棚卸資産の評価基準及び評価方法
該当事項なし

（４）有形固定資産等の減価償却の方法
①有形固定資産（※）・・・定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物　　12年～38年
工作物　10年～45年
物品　　３年～17年
②無形固定資産（※）・・・定額法
ソフトウェアについては、当組合における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。
※リース期間が1年以内のリース取引、少額のリース取引、オペレーティング・リース取引に係るリース資産を除く

（５）引当金の計上基準及び算定方法
①投資損失引当金
該当事項なし
②徴収不能引当金
該当事項なし
③退職手当引当金
期末自己都合要支給額を計上しています。
④損失補償等引当金
該当事項なし
⑤賞与等引当金
翌年度６月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6)リース取引の処理方法
ア．リース期間が1年以内のリース取引、少額のリース取引、オペレーティング・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
イ．ア．以外のリース取引
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

（７）資金収支計算書における資金の範囲
現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（当組合資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等。）
なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

（８）その他財務書類作成のための基本となる重要な事項
①物品及びソフトウェアの計上基準
物品については、取得価額及び見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。
ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。
②資本的支出と修繕費の区分基準
資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

２．重要な会計方針の変更等
該当事項なし

３．重要な後発事象
該当事項なし

４．偶発債務
該当事項なし

５．追加情報

（１）財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の係数をもって会計年度末の係数としています。

（２）純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

①固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

②余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

（３）資金収支計算書に係る事項

①業務・投資活動収支　105,818,773円

②既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	2,209,893,386円	1,852,451,512円
繰越金に伴う差額	△251,623,101円	-円
資金収支計算書	1,958,270,285円	1,852,451,512円

③資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書	
業務活動収支	321,733,825円
減価償却費	△109,079,003円
退職手当引当金（増減額）	△481,310円
賞与等引当金繰入額（増減	△29,952円
純資産変動計算書の本年度差	212,143,560円